平成２８年（フ）第１９３号
愛知県岡崎市洞町字下荒田10番地６　ＨＫガーデン　Ａ―102
債務者　髙橋　幸代
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
愛知県安城市今池町３丁目２番62号　アメニティステージ今池202
債務者　後藤　明彦
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
愛知県岡崎市上六名１丁目５番地11　シティハイツ東205、前住所愛知県岡崎市上六名３丁目１番地21
債務者　野村　昌子
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
愛知県刈谷市松栄町１丁目６番地４　パレス松栄２－８号、前住所愛知県刈谷市築地町３丁目２番地２　コーポ北割１－Ｄ号
債務者　齋藤　健一
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
京都府与謝郡与謝野町字男山248番地28　町営男山第１団地107号
債務者　鈴木　琢也
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３３号
熊本県八代市鏡町内田878番地13（102）
債務者　上田　辰徳
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1608番地
破産者　酒林　貞長
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第５２号
鳥取県倉吉市住吉町27番地４　大田貸住宅（旧住所　鳥取県倉吉市下余戸147番地７・従前の住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢369番地７）
破産者　杉山　　徹
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１１３９号
栃木県小山市駅南町１丁目３番１号　Ｂ、住民票上の住所埼玉県桶川市大字倉田44番地の６
破産者　今野　茂伸
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前336番地78
破産者　長谷川太平
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０３号
大阪府岸和田市畑町３丁目18番26号、前住所大阪府岸和田市尾生町６丁目４番６号
破産者　井上　栄司
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
大阪府阪南市自然田1603番地、前住所大阪府阪南市自然田1536番地の20
破産者　水本　辰男
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅９―406（前住所）大阪府泉佐野市新町１丁目１番26―401号、前々住所大阪府泉佐野市鶴原330番地の15
破産者　金永　　豊
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
大阪府和泉市観音寺町595番地の１リージェンツパーク201、前住所大阪府和泉市万町97番地の１
破産者　山口　英二
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
大阪府泉大津市東港町３番１号
破産者　最上こと　松本　俊雄
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
秋田県横手市上内町２番13号、住民票上の住所横手市清川町13番39号
破産者　柿崎　一博
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３３号
秋田県横手市平鹿町下吉田字高口狐森55番地
破産者　佐藤　康司
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部